

令和7年第4回定例会(12月)議決結果

第4回定例会が令和7年12月10日から19日までの10日間の会期で開催されました。条例、補正予算など17議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

国民健康保険事業の安定的な運営と赤字財政運営の解消を図ることを目的に、国民健康保険税率を改正するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、関係条例の一部を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

●芦屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

●芦屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

(可決 賛成多数)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が創設されました。

令和8年4月1日からの乳児等通園支援事業実施にあたり、その設備及び運営に関する基準（認可基準）を定め、併せて事業を行う者である旨の市町村長の確認に係る基準（確認基準）を定める必要があるため、両条例を新たに制定するものです。

●芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定

(可決 満場一致)

近年、国や県などによる修学支援制度が充実し、奨学給付金や授業料無償化などによって教育環境が大きく改善されている状況です。

こうした中、芦屋町奨学金基金による新規貸付は、平成17年度以降行っておらず、貸付金の償還業務のみを行っている状況であり、一定の役割を終えたと判断されることから、制度の整理を図るべく、条例を廃止するものです。

●芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

テニスコート利用料金の一部区分を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ1億3,800万円の増額補正を行うものです。

歳入 = 財政調整基金繰入金を増額しています。

歳出 = 町独自の物価高騰対策支援策として、生活応援商品券発行事業に係る経費を計上したほか、制度融資信用保証料補助金等を増額しています。

また、令和8年度に小中学校体育館空調設備整備事業を実施するにあたり、令和7年度中に設計に係る契約を行う必要がありますので、実施設計委託に関する経費について債務負担行為を追加するものです。

その他、繰越明許費の追加を1件、債務負担行為の追加を1件、変更を1件計上しています。

●令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ10万4,000円の増額補正を行うものです。

歳入 = 町債の借入時の利率が、当初予算算定時に見込んでいた利率よりも高くなつたため、中央病院からの公債費負担金を増額しています。

歳出 = 利子償還額を増額しています。

●令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 49 万 5, 000 円の増額補正を行うものです。

歳入 = 繰入金を増額しています。

歳出 = 修繕料の不足に伴う需用費を増額しています。

●令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

収益的収入 = 電話投票の売上金について、78 億円を増額しています。

収益的支出 = 売上金の増額に伴う払戻金などの開催費 66 億 6, 498 万 8, 000 円を増額しています。

●令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 7,000 万円の増額補正を行うものです。

歳入 = 財政調整基金繰入金を増額しています。

歳出 = 町独自の物価高騰対策支援策として、実施することとしていた生活応援商品券発行事業に、政府の重点支援地方交付金を活用する予定とし、町民一人あたり1万円の商品券の配布を、1万 5, 000 円に増額するため、事業に係る経費を増額しています。

また、生活応援商品券発行事業の増額に伴い、繰越明許費を変更しています。

※ 令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)については、令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)の議決後に追加で上程されました。

【人 事】

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、新たに黒岩綾美氏を推薦します。

氏 名 黒岩 綾美

生年月日 昭和 47 年 2 月 6 日

住 所 芦屋町花坂

【その他】

●指定管理者の指定

(可決 満場一致)

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

●芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約の制定

(可決 満場一致)

芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務を北九州市へ委託するため、地方自治法第252条の14第1項及び第252条の16の2第1項の規定に基づき、北九州市と芦屋町との間で事務の委託及び代替執行に関する規約を制定するため、議会の議決を求めるものです。

●中西智昭議員の議会広報常任委員の辞任

(許可)

●常任委員の選任

(承認)

議長の指名により、議会広報常任委員会委員が選任されました。

〈議会広報常任委員会〉

原崎功典議員

【報告】

●専決処分事項の報告

魚見公園整備工事(その6)の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

庁舎非常用電源整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

総合体育館非常用電源整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

所得制限外住宅の家賃滞納者に対し、建物の明渡し等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

所得制限外住宅で発生した排水不良事故について、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。